

ハイヤー・タクシー業の労働災害が急増しています 安全で安心な職場をつくるために

足立労働基準監督署管内(足立区・荒川区)におけるハイヤー・タクシー業の労働災害が増加しています。平成25年からの5年間の期間とする「第12次労働災害防止計画」では休業4日以上死傷者数を平成24年と比して15%以上減少させることを目標に労働災害防止に向けて取り組んでいるところですが、目標達成のためには労働災害防止の取組強化を図り災害増加に歯止めを掛けなければなりません。

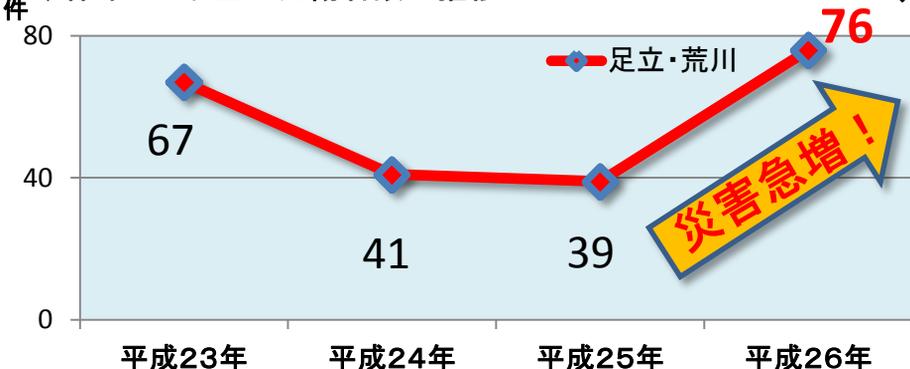
このリーフレットは、労働災害防止のためハイヤー・タクシー事業場において取り組むべき事項について、「安全衛生方針の表明」、「安全衛生管理体制の確立」、「交通労働災害防止」、「転倒災害防止」、「高齢労働者への配慮と健康管理」を重点にまとめたものです。

事業場における労働災害防止と安全衛生管理活動にこのリーフレットを活用してください。

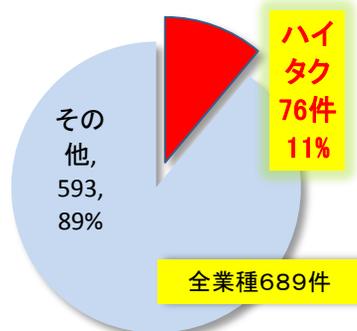
1 ハイヤー・タクシー業における労働災害発生状況

出典:労働者死傷病報告

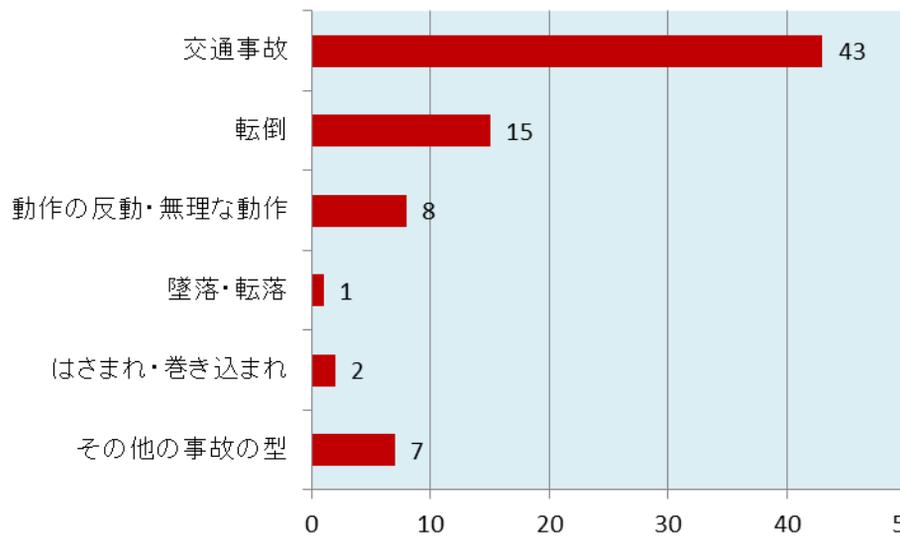
◇休業4日以上死傷者数の推移



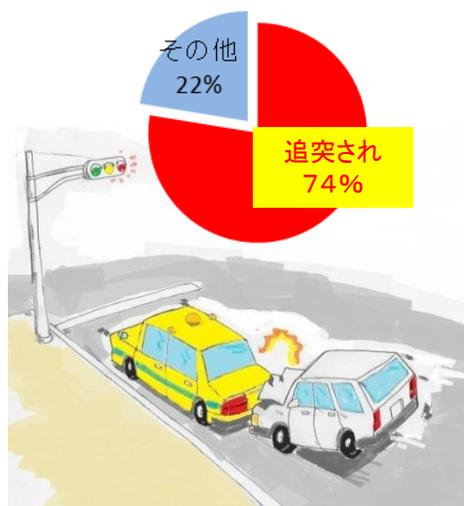
◇災害発生件数の割合(平成26年)



◇事故の型別発生状況(平成26年)



◇交通事故の7割以上は追突され!



*平成26年における休業4日以上労働災害は、76件となり、前年の年間件数39件を大幅に超えています。これは全業種の1割強を占めています。また、事故の型でみると「交通事故」が全体の57%と最も多く、そのうち7割以上が追突されによるものです。このほか、「転倒」、「動作の反動、無理な動作(腰痛など)」、の順に発生しています。

第12次労働災害防止計画 ~Safe Work TOKYO~ 推進中

このリーフレットの内容についてのお問合せは、足立労働基準監督署安全衛生課までお願いします。 ☎03(3882)1187

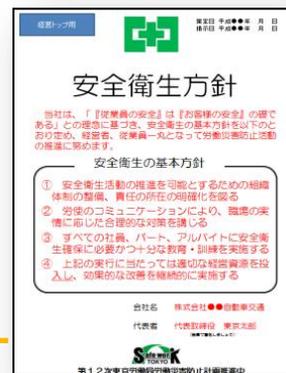
2 安全衛生管理を進めましょう

1 経営トップの安全衛生方針を表明しましょう。

労働災害防止活動を進めていくためには、経営トップが安全衛生管理に対する明確な方針を示し、これに沿った安全衛生活動を推進することが重要です。

ポイント

- 安全衛生方針の表明は、総括安全衛生管理者の職務として法令で定められていますが、同管理者の選任が義務付けされていない事業場においても、積極的に掲げましょう。
- 安全衛生方針は、事業場内に掲示する等により従業員全員が目にすることができるようにしましょう。



安全衛生方針の例(東京労働局ホームページ)。

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzaen_eisei/oshirase/anzaen/12jibou.html

2 安全衛生管理体制を確立しましょう

事業場の規模に応じて、総括安全衛生管理者等を選任し安全衛生管理体制を確立しましょう。また、安全衛生委員会を設置し、事業場における安全衛生上の問題点等について、審議することが必要です。これらの安全衛生管理活動が効果的に進められるように、安全衛生管理規程や年間安全衛生管理計画を定めましょう。

ポイント

■総括安全衛生管理者等の選任

ハイヤー・タクシー業において必要な安全衛生管理体制は右表となっています。

- ①各管理者の選任状況について確認しましょう。労働者数に変動があった場合や人事異動等により欠員が生じた場合は、14日以内に選任する必要があります。
- ②各管理者を選任したときは、所轄労働基準監督署に選任報告(様式第3号)を提出する必要があります。

■安全衛生委員会等の設置

労働者数50名以上の事業場については、安全衛生委員会を設置し、労働災害防止や健康管理等の事項について調査審議を行うことが必要です。それ以外の規模の事業場についても安全衛生懇談会等、労働者の意見を聞く機会を設けましょう。

- ①安全衛生委員会は毎月定期に開催する。
- ②議事録は3年間保存し、議事の概要は事業場内に掲示し、全従業員に周知する。

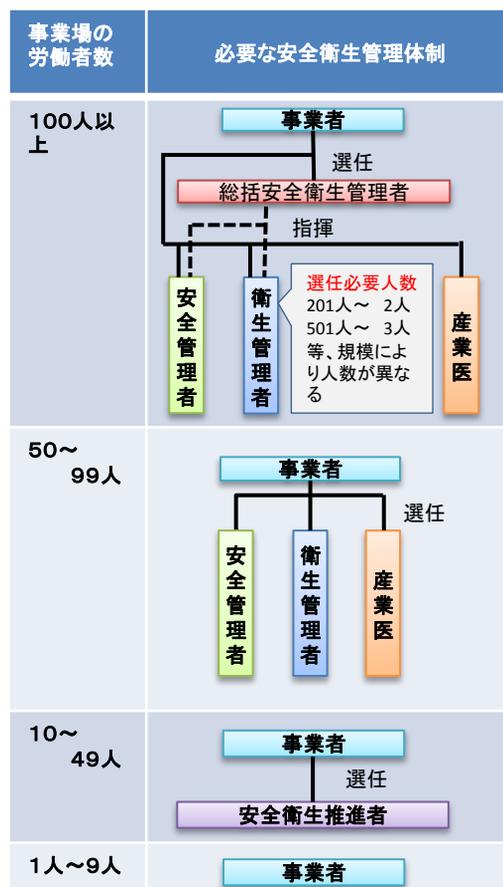
ポイント

■安全衛生管理規程、安全衛生委員会規程

各管理者の職制や権限等について定めた安全衛生管理規程、及び安全衛生委員会の運営等について定めた安全衛生委員会規程を整備しましょう。

■年間安全衛生管理計画

安全衛生管理活動を適切に行うため①安全衛生基本方針 ②年間目標 ③実施事項を盛り込んだ年間安全衛生管理計画を作成しましょう。



*労働者数には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含む。



総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告用紙(厚生労働省ホームページ)。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/20.html>

安全衛生管理規程例・安全衛生委員会規程・年間安全衛生管理計画例(東京労働局ホームページ)。

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzaen_eisei/leaflet1.html

3 交通労働災害を防ぎましょう

ハイヤー・タクシー業の平成26年における休業4日以上死傷災害は、6割近くが交通事故によるもので、特に、追突され事故が多く発生しています。従業員に対し、交通労働災害防止ガイドラインに基づき、追突され事故防止のための取り組みを行ないましょう。

災害事例

発生月	発生時間	発生状況
5月	2時	交差点で停車中の前方車を発見するのが遅れ、追突した(わき見)。
5月	7時	歩行者用信号が赤のため停車中、後続車に追突された。
7月	17時	歩行者が横断歩道を歩行していたので停車したところ、後続車から追突された。

ポイント

■交通労働災害防止のためのガイドライン

(ガイドラインの主な内容)

- ①交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ②適正な労働時間の管理、走行管理
- ③教育の実施
- ④交通労働災害防止に対する意識高揚
- ⑤健康管理について

交通労働災害防止ガイドラインパンフレット(厚生労働省ホームページ)。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/130912-01-all.pdf>

追突され事故を防ぐために！運転心得

- 一、右左折、停止・減速の合図は早めに出す(ウインカーや予備制動など)
→後続車に予告する
- 一、急発進・急停止・急ハンドルはしない
→後続車が対処できるように
- 一、車線変更時は目視による後方確認を
→自ら安全確認を
- 一、後方にも十分な車間距離をとる
→時には、安全な場所で追越しさせる



4 転倒災害を防ぎましょう

事業場内や屋外において段差や凹みでつまづく等の「転倒」災害が多く発生しています。

事務所等では、建物や車庫の転倒リスクがある箇所について、段差の解消や覆い等で必要な転倒防止措置を講じましょう。また、4S運動を励行し、常に床面等を安全な状態に保つことが大切です。

営業中では、「一人KY」を実施し路面や縁石等の状態を認識して安全行動を取れるようにしましょう。



数センチの段差でも転倒リスクあり！

災害事例

発生月	発生時間	発生状況
3月	9時	洗車場において、排水側溝に足がはまり転倒した。(側溝の蓋がずれて隙間が生じていた)。
5月	7時	事務所において、スリッパに履き替えようとした際、5cmの段差につまずいて転倒した。
5月	8時	乗客をドアサービスした後、運転席に向かおうとした際、雨で濡れた路面ですべり、転倒した。

ポイント

■転倒防止措置を講じましょう。

歩み板等で段差をなくしたり、滑り止めを施す等設備改善を行いましょう。

■安全見える化

危険のポイントにステッカーや標示をし、従業員に対し注意喚起をしましょう。

■危険予知(KY)活動

危険箇所をあらかじめ認識し、安全行動について確認をしましょう。

特に営業中における車外での災害を防止するために「一人KY」を実践するのが効果的です。

■4S運動

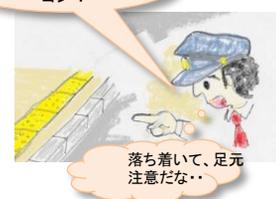
日常的に4S(整理・整頓・清掃・清潔)運動を励行し、通路等に不要な物が置かれるのを防ぎましょう。

安全見える化の例



一人KYを実施しよう

縁石段差確認ヨシ！



5 高齢労働者の安全と健康に配慮した取組をしましょう

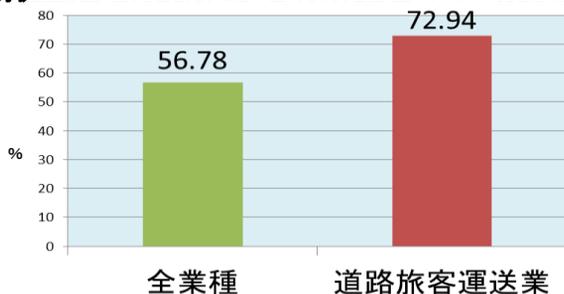
労働災害の被災者のうち50歳以上の高齢労働者が占める割合は全体の約7割を占め、今後も増加すると見られています。心身の状態にあった職場配置が求められるほか、職場環境や作業方法を改善する等、高齢労働者が働きやすい職場を形成することが大切です。

一方、健康診断の受診結果を見ると、平成26年におけるハイヤー・タクシー業を含む道路旅客運送業の有所見者数は約73%と全産業と比べて高くなっています。健康診断の確実な実施はもちろん保健指導や医師からの就業上の意見聴取等、健診後の事後措置を適切に行い、健康管理を進めましょう。

◇被災者年齢別発生状況(平成26年)



◇定期健康診断結果による有所見者率(平成26年)



ポイント

■職場環境等の改善

- ・安全作業マニュアルや注意喚起標示は、文字のフォントを大きくする等、明瞭化を図りましょう。
- ・トランクへの荷物の出し入れ等、重量物の取扱時における腰部への負担を少なくする作業姿勢等を定めましょう。また、腰痛予防体操を実施しましょう。

■健康診断と事後措置の実施

- ・雇入れ時及びその後1年以内毎に1回(深夜業従事者は6か月以内毎に1回)健康診断を実施しましょう。
- ・健康診断結果は5年間保存しましょう。
- ・健康診断結果、特に健康保持に努める必要がある者に対し保健指導を行うよう努めましょう。
- ・有所見者については、医師などから就業上の意見を聴取し、意見結果により配置転換等の事後措置を講じましょう。



高齢化時代の安全・衛生労働災害防止のためのガイドラインパンフレット(東京労働局ホームページ)

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tokyo-roudoukyoku/roudou/eisei/tokyoleaflet/pdf/18.pdf>

健康診断による健康管理を進めよう(東京労働局ホームページ)

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0137/4332/2011913145757.pdf>

6 全員参加の安全衛生活動をしましょう

労働災害防止活動は、事業者や安全衛生担当者だけでは成り立ちません。安全衛生方針を受けて、働く一人ひとりが、労働災害防止に向けて何を行うのかを考えて「安全宣言」として掲示し、行動することが安全意識の啓発につながります。「全員参加」の労働災害防止活動を行いましょう。

ポイント

- ・従業員は「安全宣言」を行いこれを実践しましょう。

私の安全宣言例

宣言日 平成 年 月 日

「私の安全宣言」

労働災害防止のため私はこうします！

- * 見通しの悪い交差点手前では、一時停止を徹底します。
- * 夕暮れ時、早めにライトオンします。

安全交通株式会社

足立 太郎

直筆で署名する。



- * 安全宣言は車内の見やすい位置(名札付近等)に掲示しましょう。また、ワッペンを作成して身につけるのもよいでしょう。

私の安全宣言例(東京労働局ホームページ)。

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/oshirase/anzen/12jibou.html